

# 東広島市建設工事最低制限価格等設定事務取扱要領

平成22年 4月 1日制定  
平成25年 4月 1日改正  
平成26年 4月 1日改正  
平成27年11月 5日改正  
平成28年 4月 7日改正  
平成29年 4月10日改正  
平成31年 4月 8日改正  
令和 4年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、東広島市建設工事執行規則（平成10年東広島市規則第4号）第8条に規定する最低制限価格及び東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成21年9月1日制定）第4条に規定する調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）の設定方法について、必要な事項を定める。

(最低制限価格等基準価格の算定等)

第2条 市長は、建設工事を入札に付すときは、予定価格算出の基礎となった設計金額に基づき、第1号に掲げる式に第2号に掲げる処理をしたものを最低制限価格等基準価格（以下「基準価格」という。）とし、あらかじめ算定するものとする。

(1) 次に掲げる額の合計額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ただし、建築関連工事については、直接工事費の額は建築関係積算基準により算定した直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は建築関係積算基準により算定した現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、一般工事の場合は、直接工事費の額の10分の1とし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合は、直接工事費の額の10分の2とする。

(2) 前号に基づき算出された額から小数点以下を切り捨てる。

2 前項の基準価格を決定したときは、予定価格調書の入札書比較価格の記載欄の下に、基準価格を記載するものとする。

3 第1項の設計金額に測量等コンサルタント業務（東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程（昭和51年訓令第14号）第2条第3項に規定する測量等をいう。以下同じ。）に係るものを含む場合の基準価格は、第1項の規定にかかわらず、建設工事に係る設計金額部分について同項の規定により算出した価格に、測量等コンサルタント業務に係る設計金額部分について東広島市測量等コンサルタント業務最低制限価格設定事務取扱要領（以下「コンサル最低制限価格要領」という。）第2条第1項により算出した価格を加えた額とする。

(最低制限価格等の決定等)

第3条 最低制限価格等は、基準価格に基準価格の0%から0.5%の範囲において、電子計算機の乱数機能によって自動調整した額を加えた額とする。

2 最低制限価格等の算出は、開札時に行うものとする。ただし、応札者がいないときは、この限りでない。

3 基準価格が当該建設工事の予定価格の10分の9.2を超える場合は、第1項中「基準価格」とあるのは「予定価格の10分の9.2」と読み替えて同項の規定を適用し、最低制限価格等が予定価格の10分の7.5に満たない場合は、最低制限価格等は予定価格の10分の7.5とする。

4 前3項の規定にかかわらず、前条第3項により算出した基準価格の最低制限価格等は、建設工事に係る基準価格部分及び測量等コンサルタント業務に係る基準価格部分を合計した額に、当該額の0%から0.5%の範囲において電子計算機の乱数機能によって自動調整した額を加えた額とする。

5 第2項の規定は前項の場合について、第3項の規定は建設工事に係る基準価格部分及び前項の規定により算出された建設工事等に係る最低制限価格等部分について、コンサル最低制限価格要領第3条第3項の規定は前項の規定により算出された測量等コンサルタント業務に係る最低制限価格部分について、それぞれ準用する。

(最低制限価格等調書の作成)

第4条 前条の最低制限価格等を決定したときは、最低制限価格等調書を作成するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成27年11月5日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成28年4月7日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月10日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月8日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。